

高等学校等就学支援金・兵庫県授業料軽減補助金・奨学給付金について（2年生）

昨年度以前に個人番号を提出し、所得基準を満たしている方は、6月までの受給資格については認定済です。7月から来年6月までの受給資格については、ご提出の個人番号より税額を照会しますので**更新の手続きは不要**です。（①の手続き）しかし、就学支援金の受給対象者は県授業料軽減（県在住）も該当しますので、授業料軽減申請書はご提出ください。（③の手続き）

また、前年度分で申請を辞退された方や、所得基準を上回るため不認定の通知をされた方で、今年度分の税額が基準を満たしている場合、新たに就学支援金を申請できます。（②の手続き）保護者が県内在住で所得基準を満たしている方は、「県授業料軽減臨時特別補助金」と「奨学給付金」の対象となります。（④⑤の手続き）該当する制度の申請をすすめてください。

1 対象者の条件と手続きについて

①就学支援金の継続 （個人番号提出済みの方は手続不要ですが、③の申請書は提出）

※保護者の状況に変更がある場合は、随時お知らせください。

令和2年1月2日～令和3年1月1日までに住所の変更があった。

海外から帰国した場合もお知らせください。

②就学支援金 の新規申請

新規に下記条件を満たす方は申請書と個人番号カード等貼付台紙を、お子様を通じ事務室窓口でお受け取りください。

保護者全員の令和3年度所得確認基準額の合計が、304,200円未満の世帯（年収910万円程度）

「高等学校等就学支援金」申請書と個人番号カード等貼付台紙を提出

③兵庫県授業料軽減補助金

保護者が兵庫県在住であること。

就学支援金の受給対象者は該当するため、忘れずご提出ください。

「授業料軽減申請書」を提出

④兵庫県授業料軽減臨時特別補助金 （同一事由での申請は在学中に1回のみ）

保護者の失業、倒産、新型コロナウイルス対策の影響による収入減少がある世帯。

「臨時特別申請書」と添付書類を提出 ※詳細はリーフレットにて

⑤奨学給付金

保護者が兵庫県在住であること。

保護者全員の令和3年度市・県民税所得割額が0円・生活保護世帯。

令和3年度は市・県民税所得割額0円ではないが、家計急変にて非課税世帯相当である。

※迷われる場合はご相談ください。

申請用紙は下記の添付書類をご提出の後、お渡しいたします。

- ・保護者全員の令和3年度課税・非課税証明書・生業扶助受給証明書等
- ・世帯全員分の住民票
- ・健康保険証の写し 保護者が扶養する15歳以上23歳未満の者全員分
- ・(家計急変該当者) 保護者の家計急変を証明する書類 離職票・廃業届など
(会社発行、税理士・公認会計士作成の証明書類など)

2 提出書類について

- (1) 該当の申請書 及び添付書類 裏面があれば記入
(2) 個人番号カード(写し)等貼付台紙 → 就学支援金新規申請者のみ

個人番号カード等貼付台紙を郵送または保護者の方が持参される場合

- (3) 保護者の確認書類写し・・・郵送の場合は保護者全員分を同封
来校される場合は持参される方本人の確認書を窓口で提示
(写真付き身分証明は1種類、写真の無い身分証明は2種類)
郵送の際は簡易書留かレターパックプラス(520円赤の表紙)でお願いします。
(個人番号貼付台紙以外の申請書等は普通郵便で可)

所得確認基準額とは

〔計算式〕 市町民税の課税標準額×6%－市町民税の調整控除の額※

※政令都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

※マイナポータルHP マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

(調整控除額が分からなければ、課税標準額×6%までで判断してください)

3 補助単価

(単位：円)

所得確認基準額	世帯年収目安	就学支援金 (月額)	県授業料軽減 (年額)	奨学給付 (年額)	支給額 (年額)
304,200円未満	910万円未満	9,900	50,000	0	168,800
217,700円未満	730万円未満	9,900	100,000	0	218,800
154,500円未満	590万円未満	33,000	12,000	0	408,000
0円(非課税)	270万円未満	33,000	12,000	129,600	537,600
※0円(非課税)	※270万円未満	33,000	12,000	150,000	558,000
生活保護世帯	生活保護世帯	33,000	12,000	52,600	460,600

※2人目以降の高校生等。又は、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の保護者に扶養されている兄弟姉妹がいる場合。令和3年7月3日時点の年齢。(年齢は誕生日の前日に1歳増えます)

4 支給時期について

県からの決定・支給がありましたら、就学支援金は年3回(9・1・3月頃)、県授業料軽減・奨学給付金は1～2月頃に、いずれも学費等振替口座へ振込みにて還付いたしますが、時期や決定額については事前に書面で通知いたします。

5 提出期限 令和3年7月16日(金)迄 必着

6 提出先 高等学校事務室窓口 生徒を通じ窓口に提出、又は事務室宛へ郵送

受付時間 8:00～16:00(土曜日は14:00まで) 週休土曜日・日曜・祝日は除く。
〒669-1535 三田市南が丘2-13-65 Tel 079-564-2291